

意見書

～新たな計画の策定に向けて～

平成25年11月13日

徳島市行財政健全化市民会議

徳島市長 原 秀 樹 殿

近年、世界的な経済不況や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災の発生等、社会経済情勢はこれまで以上にめまぐるしく変化し、また、地方分権の進展や市民ニーズの多様化・高度化により、地方自治体に求められる役割や期待も大きく変化しています。

私たちの住む徳島市では、平成18年度から平成25年度までの8年間にわたり、市長を先頭に、全職員一体となり、定員の適正化や徹底した歳入確保、歳出抑制策の実施等の行財政改革に取り組んできました。

その取組みの中でも、休日窓口の開設等、目に見える形で市民サービスの向上が図られ、計画以外でも、徳島市のイメージキャラクター「トクシィ」の誕生や、原動機付自転車のご当地ナンバープレートの導入等、市民に身近に感じられる事業が積極的に実施されています。

私たちは徳島市民として、こうした取組みに対し、敬意を表します。

しかしながら、人口減少・高齢化の進行に伴う市税収入の減少や社会保障関係費の増大、徳島東部地域における新たな拠点施設の創造に向けた検討など、徳島市を取り巻く環境が大きく変化する中、持続的に発展していくためには、今後とも引き続き行財政基盤の強化に取り組むことはもちろんのこと、さらなる行政運営機能の強化に向けた取組みが重要であると考えています。

このような中、私たちは、市長から徳島市行財政健全化市民会議委員として委嘱を受け、徳島市が策定している新たな計画に対し、市民の立場から提言を行ってきました。

本会議では、各委員の意見を、新たな計画の大きな柱となる4つの基本的な方針に基づき、「意見書」としてとりまとめました。

基本方針1の「徳島東部地域をリードする拠点都市の創造」については、徳島市が持続的に発展していくために、豊かな自然と健康づくりを併せた取組みにより、徳島市の魅力を市外・県外に対して情報発信するだけでなく、徳島ICから鳴門IC間の四国横断道開通を契機として、産業振興に向けて、企業誘致や企業撤退防止に努めること等により、定住人口の減少を防ぐ取組みを強化することが重要であると考えます。

さらに今後は、市町村合併も見据え、徳島市を中心に、徳島東部地域において、新たな拠点都市の創出に向けた取組みが必要であると考えます。

基本方針2の「加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築」については、徳島市の経営体質を変えていくためには、外部の専門家を置くこと等により組織力の強化に努めることが必要であるだけでなく、ジョブローテーションやスペシャリストの育成、また、女性を活用すること等により、多様化・高度化する市民ニーズに対応できる職員を養成することで、活力ある職場風土を醸成していくことが必要であると考えます。

基本方針3の「市民とのパートナーシップの更なる推進」については、地域住民も、行政に頼るだけでなく、協力し合って、例えば、様々な知識を持った高齢者の力を活用する等して、地域課題に取り組んでいく必要があります。また、これからは、行政からの補助金ではなく、住民や企業等から寄附を受け、社会活動の原資とするソーシャルファンドの仕組みづくりを検討する必要があると考えます。

基本方針4の「柔軟に対応できる行財政基盤の確立」については、ごみ収集等の外部委託を検討し、行政コストの削減や市民サービスの向上に努める一方で、強化が必要な部署については増員することも必要であると考えています。

また、ランニングコストを考えた公有財産の維持管理に努めつつ、ふるさと納税等多様な財源の確保に努める等、引き続き、行財政基盤の強化に取り組んでいく必要があると考えます。

以上、徳島市においては、これらの総合的な意見と別紙の各委員の意見を踏まえ、新たな計画を策定し、着実かつ積極的に取り組むことを期待します。

平成25年11月13日

徳島市行財政健全化市民会議

会 長	中村	昌宏
副会長	加渡	いづみ
委 員	伊藤	博文
委 員	後藤	次郎
委 員	島田	和男
委 員	新井	義典
委 員	久積	育郎
委 員	細束	真由美

基本方針 1 徳島東部地域をリードする拠点都市の創造

◆新拠点都市の創造推進

- ・ 中核市の人口要件である30万人を満たすには市町村合併をしなければならぬため、新たな拠点都市づくりについてどのように展望していくか、しっかり計画に活かしていく必要がある。

◆産業振興の推進

- ・ 有効求人倍率は1.0を超えており、数字の上ではいいが、若者が県外へ流出している現状を改善し、徳島市が持続的に発展していくために、定住人口の減少を防ぐ取組みが必要である。
そのためには、高速道路延伸を契機とした企業誘致への取組みや企業の撤退を防止する取組みなど、雇用機会の拡大・整備が重要である。

◆情報発信力の強化

- ・ 徳島市は、市外、県外に対するアピールが弱く注目度が低いが、日常生活に対する住民の満足度は非常に高いので、徳島市に一度住んだら忘れられないという良さを伝えるための取組みを強化する必要がある。

◆徳島東部圏域におけるマネジメント能力の強化

- ・ 徳島東部地域定住自立圏の中心市として、12市町村の交流を今一度考える必要がある。人的交流の場を通じて他11市町村が抱える様々な問題解決のために、徳島市が犠牲的役割を担い、他市町村が、困ったときには徳島市を頼るんだというような土壌づくりを行い、将来的に徳島市を中心に12市町村がまとまっていこうというルールづくりが必要である。

◆観光連携による都市の魅力向上

- ・ 徳島市の観光は滞在型が少なく、通過型なので、滞在型の観光ができる受け皿作りができたらいい。
- ・ 徳島市には、山・川・海などいろいろな自然が豊富にあるので、観光と自然を活かした健康づくりを併せて、県外から徳島市に来てもらうような取組みをしてもらいたい。
- ・ 徳島市中心部だけではなく、徳島県全体を観光するような計画を徳島市が提案していく必要がある。四国横断道（徳島IC～鳴門IC）が開通されるのを活かして、観光客を待つというのではなく、徳島市が計画を提案して、観光客に来てもらうことが必要である。

- ・ 観光客へ提案する「ストーリー」が必要である。
若い人向けでは「マチアソビ」のストーリー、他には「心おどる水都とくしま」のストーリーなど徳島市内だけでも、何本もストーリーができると思う。このストーリーを提案し、観光客を増やす取組みが必要である。

基本方針 2 加速する地方分権に向けた行政運営システムの構築

◆組織力の強化

- ・ 市民病院や動物園の経営について、市の職員だけが経営を行うのではなく、経営の専門家を置くことで、無駄をなくし、利益が上がる市民病院、動物園にすることができる。動物園については経費節減及び魅力を高めるために民間委託も検討すべきである。

◆情報システムのオプティマイゼーション（最適化）

- ・ 行政や事務処理の効率化のために、電子市役所の推進や行政手続のオンライン化の推進など、先進的な事例を参考に情報システムを常に見直していくべきである。

◆職員力の強化

- ・ 市役所という組織は、それぞれのセクションにおいて専門性が必要だと思うが、限られた人員で行政需要に対応するためには、若いころの間にジョブローテーションなどで、いろいろなことができるという能力を養成することが必要である。
- ・ シンクタンク機能の強化が非常に問われているが、シンクタンク機能を持たせるためには、ある一定の部分に関しては、徹底したスペシャリストを育てなければ、分析や政策提言ということができない。一定の期間で異動することも確かに大事なことだが、その反面、特定の機能においては、徹底したスペシャリストを育成する必要があるし、またその中に女性を入れて欲しい。
- ・ 法令事務能力の向上だけでなく、コンプライアンスについても取り組んでもらいたい。
- ・ 公務員は、異動するたびに昇進するので、異動しないと損に思うかもしれないが、余人をもって代えがたいスペシャリストについても、それなりに評価して昇進できるような人事システムが必要である。

◆活力ある職場風土の醸成

- ・ 職員提案制度を成功させるには、実施が難しいものややっていく組織風土にあるかどうかにかかっている。組織を変えたり、抜本的に制度を変えたりするような、実施すれば効果が大きい提案を評価していく組織風土を醸成することが重要である。
- ・ 安倍内閣では、女性のパワーを活用しよう、女性の力をもっと活かそうということで取組みが行われている。市役所においても、管理職における女性の比率、または専門職における女性の比率を高めていく具体的な設定目標があってもいいのではないか。
- ・ 市の職員というのは異動が早く、ときには1年で代わることがあり、仕事が把握できていなかったり、言っていることが前任者と違ったりしている。適切なサイクルでの異動が必要である。
- ・ 行政課題に応じた弾力的な人員配置と、それを運用できる人材育成が重要である。

基本方針3 市民とのパートナーシップの更なる推進

◆市民の市政参加への機会拡大

- ・ 徳島市民は行政に頼るばかりで、自分が協力することが少ないような気がする。これから先は、地域の住民も行政に頼るばかりではなく、問題に協力したり、ときには金銭面でも協力したりする。そういうことがこの先大事である。
- ・ ポジティブパワーで住民が積極的に地域課題に取り組んでいくことが重要。反対ばかりでは課題の解決には結びつかない。
- ・ 様々な技術をもつ元気な高齢者の力を活用し、地域課題の解決へ結び付ける取組みが必要である。元気な高齢者を、ただの福祉の受け手にしてはいけない。

◆NPO等との協働の活性化

- ・ 寄付を社会活動の原資にするソーシャルファンドについて、行政が市民に啓発し、共助の精神で必要なところに必要なお金と物と知恵が集まる仕組みづくりが、これからは必要である。
- ・ 行政からの補助金に依存するという一方通行型ではなく、住民が協力したいと思う事業に対して寄付できる仕組みづくりが求められている。

◆地域防災力の強化

- ・ 自主防災力について、女性は、一生懸命歩き回って活動してくれるので、女性が参加してくれたら、地域の活動は、活発に動き出す。
- ・ 市内に住んでいても地域での温度差があるのかもしれないが、自主防災組織について、全然姿かたちが見えない。もっと地区の住民が主体となって行う仕組みが必要である。

基本方針 4 柔軟に対応できる行財政基盤の確立

◆職員配置の適正化

- ・ 職員配置について、全体的には削減だが、市の将来を左右するような部署には、質・量ともに投入しなくては、都市間競争に勝てないので、強化が必要なところについては増員していく必要がある。
また、市民に対しても、削減した部分、強化した部分について説明し理解を求めていく必要がある。
- ・ 将来のことを考え、偏った年齢構成にならないように、適正な年齢構成を維持するための人員確保が必要である。
- ・ 職員数削減は人数だけではなく、人件費を含め幅広い視点で取り組む必要がある。
- ・ 社会の変動、人口動態の変動、少子高齢化等、貧困格差を脱却するため流動的に人の配置を考えることが必要である。

◆市税徴収率等の向上と債権回収の強化

- ・ 固定資産税などの滞納について、回収の難しいものは滞納整理機構へ送るが、整理機構はかなり強硬に回収するので、それによって会社が倒産してしまう。
回収が難しいからといって整理機構へ送るのではなく、回収方法の相談にも乗るなど、機械的にやらずに地元企業を育てるような回収方法を検討する必要がある。

◆外部委託（アウトソーシング）の推進

- ・ ごみの収集業務は、民間委託を進め、コストの削減、サービスの向上に努めるべきである。
- ・ 行政が行うべき部分、民間活力が活かせる部分は時代とともに変化していくものであり、今回の計画においても引き続き取り組む必要がある。

◆公有財産の計画的な維持管理

- ・ 公有財産の長寿命化については、初期投資が若干高くても、ランニングコストを考え、総合的観点で取り組んでいくことが重要である。

◆多様な財源の確保による財政力の強化

- ・ ふるさと納税により寄付してくれた方への「お礼」を充実させることで、寄付金を増やし、財源の確保に努めるべきである。
また、「お礼」に徳島の特産品を送ることで、徳島のPRができ、地域産業も潤う。ふるさと納税が増えれば地域産業の活性化につながり地方消費税や住民税の増収になり、観光客の増加にも貢献する事になる。

◆経常的な経費の見直し

- ・ 日本全国でみると、アベノミクス等で経済状況がだいぶ良くなってきており、税収もそれによって上がると考えられるが、それだけではなく、合理化によって人件費を減らしていくとか、無駄な扶助費の支出がないか等は、今までどおり継続して取り組んでいく必要がある。
- ・ 出先機関で同じ建物にいろいろな課が入っている場合、各課が別々に予算を組んで、テレビやパソコン、電話を設置しているが、同じ建物では一つにまとめる形にした方がいいと思う。小さなことでも積み重ねるとかなりの金額になるので、細かいところまで合理化を考えてほしい。

◆事務事業の見直しと効果的な予算編成

- ・ 単年度収支がプラスマイナスゼロになるのは理想だが、投資的経費などは、1年ごとでは効果がみられないため、例えば3年にまとめて実施すれば収支が取れるというような、費目によっては、少し長期的な視点で、予算を組んだ方がわかりやすい。

◆子ども・子育て支援新制度に基づく就学前施設の再編

- ・ 人口の自然減を防ぐために、子育てしやすい取組みが、非常に重要である。
- ・ 産業構造、就業構造が変わっても、子育てのサポート体制が変わっていない。第3次産業で働く労働者が絶対多数になって、土日は仕事という世帯が多いにも関わらず、保育サポート体制は、月から金のままである。
第3次産業の人たちも、安心して子どもが預けられる保育制度を徳島市が先駆けてやることを考えてほしい。

徳島市行財政健全化市民会議 設置要綱

(目的)

第1条 本市の行財政健全化の取組みについて、市民の意見を反映させるため、徳島市行財政健全化市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、市が指定する事項に対し、幅広い視点から検討し意見を述べる。

(委員)

第3条 市民会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、各種団体代表者等及び公募市民のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の公募市民の要件その他の公募に関する事項は、市長が別に定める。

4 委員の任期は、就任した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、再任はさまたげない。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の内から会長が指名する。

5 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(解散)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、総務部行政管理総室行財政経営課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮り決定する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

徳島市行財政健全化市民会議 委員名簿

【敬称略、平成 25 年 4 月 1 日現在】

- 会 長 中 村 昌 宏
(徳島文理大学総合政策学部・学部長)
- 副会長 加 渡 いづみ
(ファイナンシャル・プランナー)
- 委 員 伊 藤 博 文
(市民公募委員)
- 委 員 後 藤 次 郎
(四国大学経営情報学部・教授)
- 委 員 島 田 和 男
(徳島市コミュニティ連絡協議会・会長)
- 委 員 新 井 義 典
(公益財団法人徳島経済研究所・理事)
- 委 員 久 積 育 郎
(公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク・理事長)
- 委 員 細 束 真由美
(市民公募委員)

以上 8 人

徳島市行財政健全化市民会議 開催経過

【第1回市民会議】

- と き 平成25年8月29日（木）
ところ 徳島市役所8階庁議室
議 題 ○第2期行財政健全化計画の進ちよく状況について
○行財政基盤等の強化に向けた新たな計画の策定について

【第2回市民会議】

- と き 平成25年10月28日（月）
ところ 徳島市役所8階庁議室
議 題 ○新たな計画の取組項目及び取組内容（案）について

【第3回市民会議】

- と き 平成25年11月13日（水）
ところ 徳島市役所8階庁議室
議 題 ○「徳島市行財政健全化市民会議意見書」について